平成２８年（フ）第５５３７号
大阪市西成区天下茶屋３丁目27番３号ドルマンションＣ－２
債務者　吉国　剛司
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
大阪府門真市常盤町25番９号
債務者　榎田　崇武
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０号
大阪市平野区瓜破東３丁目３番９号　ピュアネス瓜破215
債務者　藤川　悦彦
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８号
大阪市東住吉区今川４丁目14番７－101号
債務者　田中加奈子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５号
大分県中津市大字上如水975番地６　上如水Ｂ住宅203号
債務者　末吉久美子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月９日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７号
東京都江東区南砂５丁目24－５－103
債務者　石田　美末
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７号
東京都豊島区長崎３丁目６－22－202
債務者　八木下幸一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２号
東京都板橋区上板橋２丁目34－５
債務者　小泉　豊
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４号
東京都板橋区蓮根２丁目18－５
債務者　鄭昌子こと　鄭　正子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６号
東京都足立区古千谷本町２丁目23－３
債務者　カミヤ　クリサンタ　キャンバオウ
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９号
東京都東久留米市南沢１丁目23－２
債務者　黒澤　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１００号
東京都品川区西大井１丁目16－８－108
債務者　木元　大樹（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０５号
東京都中野区野方２丁目61－23－202
債務者　牧島雄一郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１７号
東京都江東区千田17－９
債務者　大城　司
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１８号
東京都足立区東綾瀬１丁目28－10－304
債務者　猪狩　孝
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２０号
東京都八王子市万町77－８－101
債務者　深瀬　晶子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部